

第 8 章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて	217
8-1 取り組みの質の確保・向上	217
8-1-1 事後評価によりの確に状況を把握する	217
8-1-2 継続的に取り組み改善を図る	217
8-2 推進主体の組織としての持続性の向上	219
8-2-1 長期的・段階的に組織発展を進める	219
8-2-2 自律的な経営のための財源を確保する	223
8-3 情報発信・公開	225
8-3-1 重点的・戦略的に活動を公表・報告する	225
8-3-2 観光旅行者、地域住民に対して効果的に情報発信を行う	225
8-4 地域の経済システムとしての確立	227
8-4-1 エコツーリズム推進の取り組みの深化	227
8-4-2 エコツーリズム推進の取り組みの進化	227

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

8-1 取り組みの質の確保・向上



～ポイント～

- 的確な事後評価の実施
- 継続的な取り組み改善

8-1-1 事後評価によりの確に状況を把握する

エコツーリズムの推進組織やエコツアー事業者等は、事後的に参加者に対するアンケートなどを実施し、エコツアー参加に当たっての満足度や問題点を的確に把握する必要がある。

それによって寄せられたクレーム等に対しては、小さなものに対しても真摯な態度で対応することにより、地域イメージを損なう事の無いように注意すべきである。

8-1-2 継続的に取り組み改善を図る

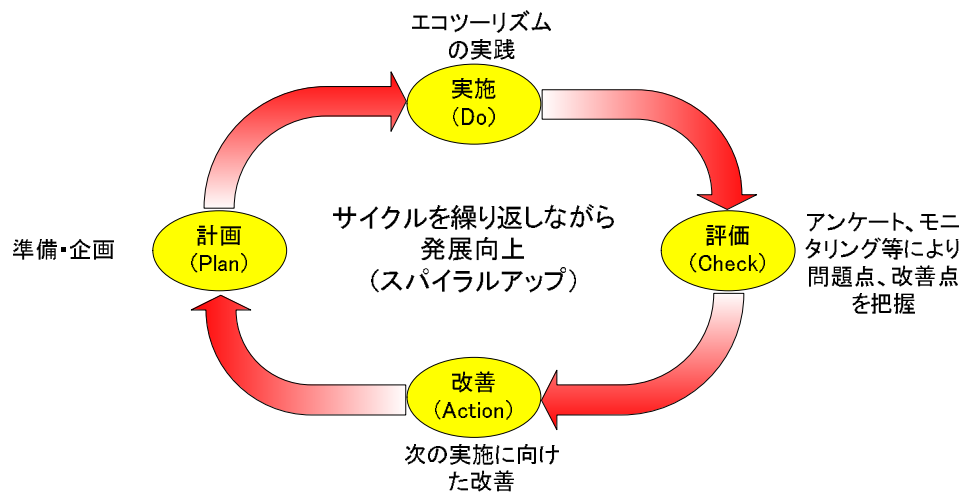
前述のアンケート等で把握された問題点に対しては、エコツーリズムの推進組織やエコツーリズム事象者等は実現可能な範囲で直ちに改善策を講じることが必要である。次の取り組みに向けて常に計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルを回し、正のスパイラルにのって取り組みの品質の向上を図ることが求められる。

また、特にエコツーリズム推進の取り組みの初期段階において主導的な役割を担う市町村は、行政運営の向上の手法も、是非取り入れていきたい。例えば、観光まちづくりにおいては、施策の重要性と優先度や費用対効果を検証し、その後の施策に反映する「政策評価」を導入して、行政運営の効率化を図る動きも広まりつつある。また、施策の目的・結果を公表して透明性を高め、住民が政策を監視できるようにする「オンブズマン」の制度を持つところもある。

なお、地域の実情は取り組みに応じて変化するものであることから、特に全体構想の内容は定期的に点検及び見直しを行う必要がある。基本的には、年度末にはその年の活動を振り返ることが望ましいが、少なくともエコツーリズム推進のための基本方針が見直される5年程度を目安に、あわせて見直すことが望ましい。

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

取り組みの質の向上のイメージ



8-2 推進主体の組織としての持続性の向上



～ポイント～

- 長期的かつ段階的な発展
- 自律的な経営基盤の確立

8-2-1 長期的・段階的に組織発展を進める

(1) 役割分担と協議会の定期的開催

地域によりエコツーリズムの推進体制も行政主導のケース、地域のエコツーリズム推進協議会主導のケース、エコツアー事業者主導のケース等、様々ではあるが、それぞれの事業を、地域の関係者の誰が中心となって進めるのかを明確にしておきたい。エコツーリズム推進に関わる担い手は、それぞれの特性や立場を応じて役割分担をした上で、相互に協力して積極的に推進組織の運営並びに全体構想の推進に努めることが肝要である。

また、特に全体構想を策定した地域にあっては計画倒れとならないよう、そのチェックや必要に応じた見直しを行うためにも、エコツーリズム推進協議会は定期的に会合を開催することが望まれる（その際には、観光振興やまちづくりに関わる団体等と協議・調整の上、共同で開催するなど、地域の実情に合わせて、構成員にも配慮した運営を心掛けたい）。

なお、全体構想の見直しに当たり、対象とするエリアについては、当初は一つの地域で取り組みを開始し、その後、近隣地域との連携や、複数の自治体間での連携に発展させるといった段階的な考え方が必要である。

(2) エコツーリズム推進組織の法人化、高度化

エコツーリズムの推進組織の有り様については、取り組みの当初から理想型を求めるのではなく、段階的な発展を目指すことが望ましい。地域の関係者で議論をしながら見直すことで、地域の推進体制の構築に向けた様々なアクションが見えてくる。

具体的なアクションとして、エコツーリズム推進協議会の法人化をはじめとする民間手法の導入や、観光協会やまちづくり組織の統合といった組織の高度化についても検討が必要である。

例えば、観光協会が存在する地域においては、観光協会が母体となり、その発展型を検討していけばよい。宿泊事業者、交通運輸事業者、飲食事業者等から構成される従来型の観光協会は、エコツーリズムやグリーンツーリズム、まち歩き・まちなか探訪、産業観光等への志向が高まる中で、今や曲がり角に来ている。そうした中で、株式会社化する例（ニセコリゾート観光協会、南信州観光公社）があれば、NPO法人化（阿寒観光協会まちづくり推進機構）、さらに有限中間責任法人化（白馬村観光局）するケースも見られるようになってきた。

なお、事務局の人材については、始めは他の組織との兼務でスタートし、一定の受け

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

入れ実績が重ねられ、事業性も十分に確保された段階で、専従の職員を雇用するといった考え方がある。

推進組織に求められる具体的な役割

<プロモーション関連事業>

- ・市場研究（マーケティング）、地域プロモーション計画の策定
- ・地域の旅行商品計画（エコツアー商品、その他体験プログラムの開発等）
- ・エコツーリズム関連情報の集約、プロモーション活動

<旅行関連事業>

- ・現地情報の提供
- ・エコツアー商品（オプションルツアー等）の催行、斡旋 等
- ・宿泊・域内交通等の運行・予約受付

事例 行政から民間組織への推進機能の移転（佐世保地区・長崎県佐世保市）



①モデル事業3年間の推進体制（エコツーリズム推進協議会）について
 <構成>

佐世保地区のエコツーリズム推進協議会は、当初 35 団体で構成されており、設立目的は基本計画の策定であった（その前段階として有識者と観光事業者、行政からなる検討会を設置）。部会は基本方針に掲げられた3つの基本目標に対応して設置され、自由参加が原則となっている。

各部会の検討内容は本会議ですりあわされた上で取りまとめられる。実際には3部会の会長による役員会に事務局案を諮り、その段階でかなり調整がされた。

<課題>

各団体によって温度差があり、いまひとつまとまりが薄いのが課題であった。町内連合会やPTAにも参画してもらっているが、自分の問題としての意識が薄いことが要因と思われる。

3部会の中では、市民活動部会の議論がもっとも難しかった。必ずしも自分のこととして捉えられない主体もいた。当初は住民によるツアーの企画や実施も期待されたが、実際には、道を聞かれたときに案内をするといった程度の内容が議論されたに過ぎない。

対して、史跡保存会や九十九島の会といった団体は、比較的熱心に取り組んでいる。また、地元紙を発行するライフ企画社の社長も積極的に意見を出してくれた。

人選については、佐世保市で関係団体をピックアップして声を掛け、委員を推薦してもらった形をとった。つまり、個人ではなく役職で参画してきている。

反省点として、団体名ではなく個人で呼んだ方が議論が進んだのではないかと、まちづくりに取り組む団体を加えるべきであったことが挙げられる。また公募委員についても検討の余地があった。

②今後の推進体制（佐世保観光コンベンション協会への推進機能移管）について

<課題を踏まえた今後の体制の考え方>

今後、エコツーリズム推進協議会は構成員を入れ替えて再編を予定している。団体数は現在の35から10団体程度まで絞り込む予定である。構成員は主に各地域で既にエコツアーを実践している主体を想定している。新作業部会も今年度中に立ち上げを見込んでいる。

事務局は佐世保市観光コンベンション協会に移管する。同時に同協会にランドオペレーター機能を持たせ、各地区でツアーを実施するサテライトとの間の連絡調整を行うことを期待する。各地区のサテライトは、部会への参画、ツアーの企画や販売、ルールの策定といった機能を持たせる。ガイドだけでなくコーディネーターも担う必要があり、それだけ求める水準も高くなる。現在でも、海上自衛隊の見学ツアーは、観光コンベンション協会を通じて受け付けている。

地区毎の個別の取り組みとなるため、情報を中央に集約することは難しいが、必要なことである。ただ、既に独自の活動をしているサテライトもあるため、あえて事務局で想定している枠組みに入ってもらった方がいいのか、そのことによって動きづらくなるのかとの議論もある。

観光コンベンション協会にランドオペレーターとしての機能を持たせるとすると、人員体制など組織的に対応する必要があるが、そのことについては検討を始めている。旅行業の登録については、事務局長が旅行会社出身のため旅行業務取扱者の資格を所有している。

佐世保市から観光コンベンション協会に業務を委託している。現在は PR 機能のみだが、ランドオペレーターとしての新しい機能を付加することになる。

当初（株）させぼパールシーにランドオペレーターとしての機能を持たせるという意見もあったが、観光コンベンション協会との間で適切な役割分担をすることで対応することとなった。

人員体制は現在の PR 業務で手一杯であるため、ランドオペレーター機能を期待して 10 月から新規に人員を雇用している（エコツーリズム推進協議会の構成員でもある「ふるさと自然の会」の理事の男性を雇用）。推進協議会はまだパールシーに事務局があるが、引き継ぎを目指して会議には出席してもらっている。

平成 20 年度以降、協議会の再編が行われた際には事務局機能を完全に移行したいとの意向を持っている。

事例 エコツーリズム推進を担う民間組織の設立（田尻地区・宮城県大崎市）



3 年間のエコツーリズム推進モデル事業期間の後、エコツーリズム推進協議会の受け皿となることを見据えてマガンの里づくり研究会が設立されている。同団体は、蕪栗沼の保全活用計画の策定やワイズユースのための調整を目的としている。合意形成に当たっては、大崎市の第三セクターである「たじり穂波公社」が窓口となって NPO や農業者、グリーンツーリズムに取り組む主体の集まりであるグリーンツーリズム委員会でワーキンググループをつくり、実践を進めていく。特に問い合わせに対して対応する役割が重要になるが、今後も公社で担うことを期待している。

また、田尻地区においては、主要なフィールドである蕪栗沼の自然保護を担う団体である「蕪栗ぬまっこくらぶ」が、エコツーリズム推進モデル事業の期間中に取り組みの主要な役割を担ってきた。同団体は、その目的として蕪栗沼の環境保全に主眼を置いていることから、エコツーリズムを推進していく際には整合が取れないといった課題が生じた。

そのため、エコツーリズムとグリーンツーリズムの実践を通じて、社会教育やまちづくりを推進し、地域の経済活動の活性化に寄与することを目的として、2007 年 5 月（法人化は 10 月）に「NPO 法人えがす大崎」が設立された。同団体は、長期的にはランドオペレーターとして機能する組織を目指し、旅行業登録も視野に入れて活動していくこととしている。

8-2-2 自律的な経営のための財源を確保する

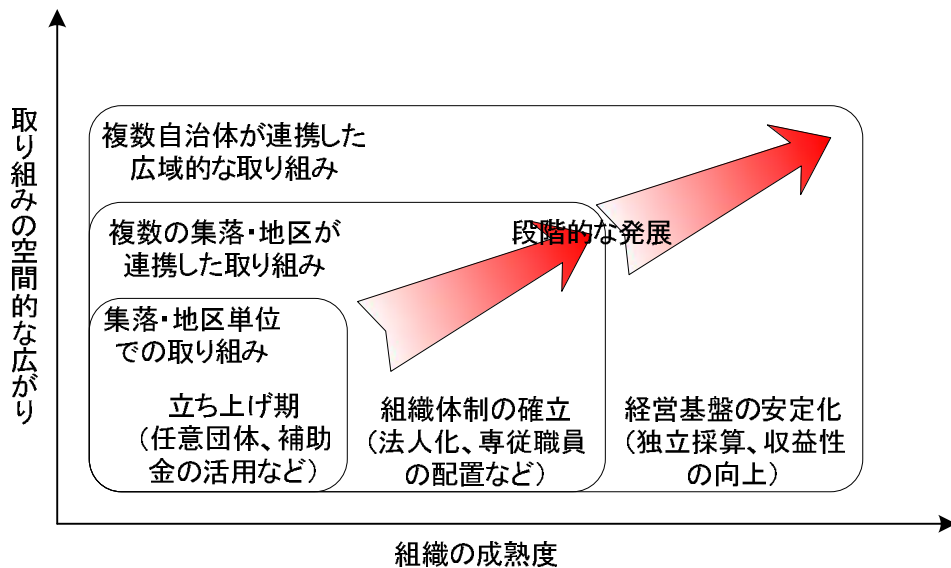
エコツーリズムの推進組織が事業を展開するに当たっては、ガイド育成費用やプログラム開発費用、プロモーション費用をはじめとする資金の裏付けが必要となる。全体構想の達成に向けた継続的な取り組みを維持するために、3～5ヶ年程度の予算計画は必須といえる。

取り組みの当初は行政からの補助金などを活用するといったことも必要だが、長期的には独立採算で事業が継続していけるような安定した経営基盤の確立を目指していくことが望ましい。

そのためには、推進組織自体が旅行者にエコツアー等のサービスを提供している場合には、常に提供されるサービスの質の向上につとめ、リピーターとしての固定客を獲得することによって、単価アップと収入の安定化を図ることが先決である。

また、その推進組織の公益性が高いと認められる場合には、環境税や観光税など環境保全や観光振興と関連性が高い法定外税を市町村が導入して、その一部を推進組織の運営費に充てるといった方法も検討に値する。

組織の段階的な発展のイメージ



事例 指定管理者制度を活用した組織運営（安心院・大分県宇佐市）



大分県宇佐市の安心院地区（旧安心院町）では、「NPO 法人安心院グリーンツーリズム研究会」が中心となって修学旅行を中心とした農山村体験を受け入れている。

同研究会では、専従職員（事務局長）1名を雇用して組織運営に当たっている。人件費含めて組織の運営にかかる費用はNPO法人の会費と協力金でまかなわれているが、事務局を安定継続させるため、株式会社（安心院長期休暇研究連合会）を設立し、宇佐市の施設である「家族旅行村」の指定管理者となって管理運営を受託することにより、NPO法人の職員の人件費を捻出している。

このように、指定管理者制度を利用して公共施設の管理運営を行い、職員の人件費を確保した上で、本来の活動に取り組むといった例は全国でみられるようになってきている。

8-3 情報発信・公開

8-3-1 重点的・戦略的に活動を公表・報告する

エコツーリズムの推進組織の活動に当たっては、会合などは原則公開とするなど、運営に関わる透明性、参加の公平性を確保することが望ましい。

また、より適切な推進組織の運営や取り組みの推進をするためにも、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うことも必要である。

なお、推進組織は、会合などでの協議事項や決定事項などを、関係者間での共有化に努めるとともに、対外的にもインターネットによる電子メール、ホームページ等を有効に活用してタイムリーに、かつ重点的・戦略的に情報発信していきたい。エコツーリズムの認知度を高め、エコツーリズムのイメージをアップさせるためには、必要不可欠な試みである。

8-3-2 観光旅行者、地域住民に対して効果的に情報発信を行う

市町村やエコツーリズムの推進組織、エコツアー事業者等は、旅行者に対しては、エコツアーへの参加を促進するため、各地で実施されているガイドンス・プログラムに関する情報やエコツアーの楽しさ、参加することの効用などについて、電子メールやホームページ等の各種媒体を活用して情報提供を行うことが大切である。

一方で、地域住民に対しても、市町村や推進組織等が、「エコツーリズムが地域の生物多様性保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進などに寄与する」ことを、積極的かつ効果的に周知していくことが望ましい。

なお、旅行者、地域住民向けのどちらの場合も、媒体（及び場所）については、できるだけ閲覧率の高くなる媒体や場所を用いることが望ましい。電子メール、ホームページは情報提供先を選ばず有効な媒体であるが、これ以外にも、旅行者向けであれば、テレビや新聞等のマス媒体を利用した情報発信、観光施設等でのチラシ、ポスター、看板等の直接媒体を用いた広報活動も検討したい。また、地域住民向けであれば、広報誌の配布や説明会の開催が有効である。

第8章 エコツアーリズムの持続的な推進に向けて

各媒体の特長

媒体	メリット	デメリット
電波・有線情報	テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ●事実と異なる情報が流れると、修正に手間や時間を要する。 ●伝達情報は放映時間枠内に限られるため、全てを伝えることは難しい。 ●情報伝達が一過性のため、受信者に情報として残りにくい。 ●広告制作費にまとまった費用を必要とする。 ●問い合わせに十分対応できる態勢づくりが課題。 ●受入側で希望する特定マーケットを獲得する場合には向いていない。
	CATV	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビに比べると、受信者数はまだ限られている。 ●テレビと同様、問い合わせに十分対応できる態勢づくりが課題。
	ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビに比べると受信者(マーケット)が限られている。 ●受信者の印象に残りやすい言葉による広告の制作が課題。
紙情報	新聞	<ul style="list-style-type: none"> ●購読者数が多く、目に触れる率も高い。 ●情報が記録されているため、正確性が高い。 ●広告の面積や掲載回数などの選択肢が幅広い。
	雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ●その雑誌のコンセプトに合致した情報内容(魅力)でないと広告掲載は難しい。 ●雑誌社へ提供できる優れた写真情報のストックが不可欠。 ●取材の受け入れ体制がしっかりしていることが重要。
	屋外広告	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性化すると、広告の効果は低下する。 ●他の広告とも競合するため、情報発信には、写真、デザイン、言葉などに高度なセンスが求められる。
	車内報告	<ul style="list-style-type: none"> ●広告の大きさに限られることや、他の広告とも車内で競合するため、情報発信には、写真、デザイン、言葉などに高度なセンスが求められる。
	パンフレットの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●全国各地のパンフレットとも競合するため、内容には十分な工夫が必要。 ●各設置場所でのパンフレットの補充など継続的な維持管理が必要。
	DM	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊施設等の顧客情報を利用する他には、民間企業から顧客情報を購入する必要がある。 ●特定マーケットの選定と情報発信内容のマッチングに判断力を要する。 ●高い反応率は必ずしも期待できない。
電子情報	<ul style="list-style-type: none"> ●一般市場をはじめ特定の客層がどの程度閲覧するかまでには力が及ばない。 ●全国各地のホームページとも競合するため、質、量ともに高度なセンスが求められる。 ●通信速度の高いホームページの作成が不可欠。 ●情報発信や情報内容、問い合わせへの対応などを専門に対応できる人の確保が不可欠。 	

8-4 地域の経済システムとしての確立

地球規模で環境破壊が広がり、環境問題への関心が高まる中であって、観光面においても、これまでの大量の人々による観光利用に伴って発生してきた自然環境や文化財の破壊、地域の生活社会環境へのマイナスといった問題への反省から、観光利用の基盤である自然環境・文化財・地域社会と共生し、将来にわたっていつまでも楽しむことができるスタイルの旅行として、エコツーリズムが注目を集めている。

エコツーリズムに関わる各主体（市町村、エコツア事業者、地元住民、旅行者等）ばかりではなく、広く国民がエコツーリズムに対する正しい認識と知識を持ち、エコツーリズム推進に関する情報を共有化することで、その取り組みはさらに深化・進化していくことであろう。

8-4-1 エコツーリズム推進の取り組みの深化

エコツーリズムは地域振興、観光振興を考える際に、従来にない可能性を秘めている。すなわち、何よりも地域における新たな観光魅力づくりにつながり、新たな観光顧客の獲得を期待できる。また「人とのふれあい」を含めて、じっくり地域の魅力を味わってもらうことで、滞留・滞在利用を促進し、ひいては観光消費の増大が期待できる。さらに地域の様々な産業資源に立脚した見せ方や、体験プログラム等の工夫次第で農林漁業、商工業の活性化をも促進する。

例えば、エコツーリズムに対する住民の理解が高まり、その協力を得ることができれば、エコツア商品の開発は、以前にも増して、自然・歴史・生活文化といった多様な地域資源を多彩に活用し、人とのふれあいや交流を組み込んだ、地域密着型の商品として、深化していくことになる。こうしたエコツア商品の提供により、旅行者の満足度や地域ブランド力は高まり、地域への経済効果の向上も期待できよう。

8-4-2 エコツーリズム推進の取り組みの進化

エコツーリズムとは、還元すれば、旅行を地域の自然や文化・社会を維持する仕組みにつながることを目的とした社会活動であるとも言える。よって、エコツーリズムの推進にあたっては、従来の「優れた環境地域に人を立ち入らせないことによってその自然を保護する」といった考え方から、「優れた自然環境地域の観光利用を推進し、旅行者が消費したお金を活用して自然を保護していこう」という考え方への転換が大切である。

例えば、こうしたことについても、旅行者の理解が得られ、新たに「旅行を地域の自然の多様性と社会にプラスになるよう活かしていく仕組み」が構築され、旅行者が自然と出会うことに対して支払うお金の一部が上手く地域に還元されれば、生計と自然の維持に役立ち、持続的な地域社会を作っていくことも可能となろう。

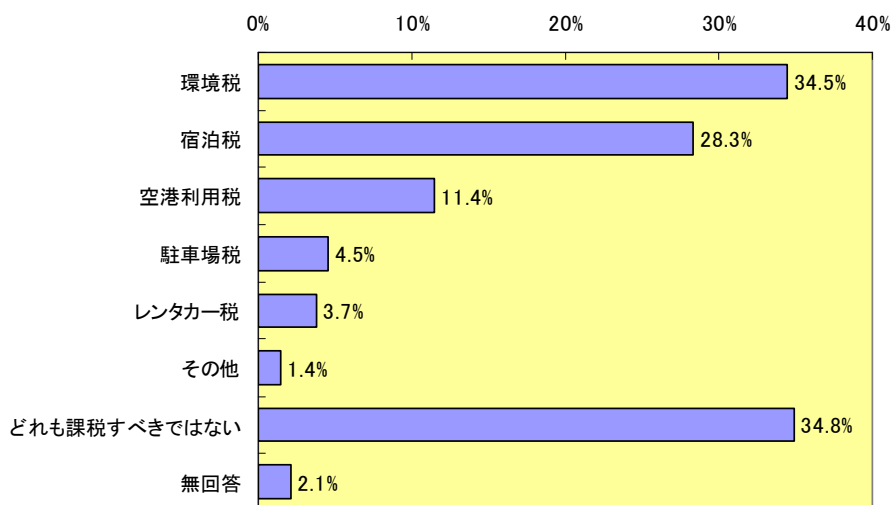
なお、現状、自然環境の保全のための財源確保の方法としては、沖縄県石垣島のような「募金」によるケース、岐阜県高山市乗鞍山麓五色ヶ原の「条例」による入山料を徴収しているケース、山梨県富士河口湖町のように「法定外税（遊漁税）」を導入したケースなど、地域事情によって様々ではある。「一定程度の強制力が有り比較的安定的な財源

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

を確保できる」といった点からは、「課税方式」が有効であると言える。

法定外税（環境税等）を導入するということは、旅行者に対して「高品質なエコツーリズムを推進していく」というメッセージを発することでもある。消費者へのアンケート調査でも、最も納得性の高い徴収方法として「環境税」が34.5%の人が選択している。法定外税の導入による財源確保、自然環境の保全の仕組みづくりについて、各地で前向きに検討がなされてもよい時期に来ている。

観光客から税を徴収する場合の納得のいく方法
(複数回答、2,440人)



事例 募金による自然・環境の保護と美化活動のための財源確保（石垣島・沖縄県）



平成16年3月30日、石垣島の自然・環境の保護と美化活動のための財源確保とともに、市民及び来島者への自然・環境などの保護の啓発活動を促進し、また事業推進を通して地域全体として自然・環境の保護と美化活動に対する市民の意識の高揚を図ることを目的として、「美ら海・美ら島募金推進協議会」（会長：宮平康弘氏（（社）石垣市観光協会筆頭副会長）が設立された。

具体的な事業内容は、

- ①川平湾や河川の保護及び浄化対策
- ②米原海浜や周辺海域のサンゴ礁の保護対策
- ③観光地、海浜、主要道路の美化活動
- ④その他自然保護及び環境美化に関すること

であり、同会の目的に賛同する施設及び企業に募金箱を設置して、石垣市を中心とした企業・団体・個人及び来島者に広く募金等呼びかけている。

事例 条例で得た入山料による散策ルートの保全等（乗鞍山麓五色ヶ原・岐阜県高山市）



岐阜県高山市丹生川町（旧丹生川村、2005年3月に市町村合併によって高山市となる）の五色ヶ原の散策では、「乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例」（2004制定）により入域コントロールがなされ、入山料の支払いとガイドの同行が義務づけられている。

条例では、五色ヶ原を散策するには地元行政が委嘱する森の案内人の同行を義務づけ、一人のガイドが案内する参加者は10人まで、さらに遊歩道が整備された2つのルートの日あたりの入域者数はそれぞれ150人を上限とした。案内人が同行するツアーは、朝8時にスタートし、一日かけて樹林帯を散策する滝巡りコースと、同じく一日かけて湿原エリアをまわる池巡りコースがあり、どちらも参加人数が6名以上の場合は参加者一人当たりの料金は8,800円で、参加人数に応じて料金が決められている。参加料金にはガイドの案内、ガイドブック、保険にかかる費用などが含まれており、これらはまとめて入山料として地元行政の会計に入金される。

このお金が、ガイドの人件費などにあてられるとともに、散策ルートの保全や整備費にも充てられている。

事例 法定外税の導入による環境保全のための財源確保

(山梨県富士河口湖町／岐阜県／東京都／沖縄県伊是名村)



平成12年4月の地方分権関連一括法の中で、地方独自の法定外目的税設置への途が開かれると、平成13年7月に河口湖町（現富士河口湖町）において第一号案件として「遊漁税」が施行されている。これは、観光に関わる法定外目的税の最初の事例でもある。その後、観光税としては、東京都の「宿泊税」（平成14年10月）や、岐阜県の「乗鞍環境保全税」（平成15年5月）など幾つかが導入に至っている。

法定外税の例

「観光予算」の使途範囲	事例
観光振興全般	東京都「宿泊税」(法定外目的税)
環境保全 (観光資源、自然環境、歴史文化、生活環境の保全等)	河口湖「遊漁税」(法定外目的税) 岐阜県「乗鞍環境保全税」(法定外目的税) 太宰府市「歴史と文化の環境税」(法定外普通税) 伊是名村「環境協力税」(法定外目的税)
インフラ整備への負担	熱海市「別荘等所有税」(法定外普通税)

※新聞記事、ホームページ等より作成

先進事例の概要

名称(税種) 自治体・導入年	導入の背景	課税対象	徴収方法及び 特別徴収義務者	課税額 (1回あたりなど)	税の使途
遊漁税 (法定外目的税) 富士河口湖町 2001年7月	釣り人口の増加とともに、湖周辺の環境への悪影響が深刻な問題となる。町では、公共駐車場、公共トイレの増設、周辺道路の整備等の対策を行ってきたが、更に河口湖の環境整備(環境保全、環境美化、施設整備)を継続的に進めるため導入。	河口湖における釣り客×中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者を除く	河口湖漁業協同組合等の遊漁券を交付(販売)している者	1回200円 (遊漁料別途1,000円)	03年度治水組合の遊漁税事業の歳出は36,474千円。主な内訳は、 ・委託料17,998千円：湖面清掃、トイレ管理、ごみ収集委託 ・工事請負費8,306千円：ハイオトイレ設置工事 ・報償費5,190千円：湖畔清掃ボランティア報償 ・使用料賃借料2,520千円：駐車場借地権、仮設トイレ使用料 ・負担金2,250千円：遊漁税事務執行職員給与負担金、河口湖つり大会補助金
宿泊税 (法定外目的税) 東京都 2002年10月	観光を従来の「レクリエーション活動」から「観光産業」として捉え、政策を強化。特別地方消費税との違いを明確にし、都の観光振興を目的とするために導入。	宿泊客×1泊1万円未満の宿泊客を除く	ホテル又は旅館を特別徴収義務者としている。登録施設数353施設	1人1泊10,000円以上15,000円未満：税額100円 1人1泊15,000円以上：税額200円	1. 観光案内所の運営 2. シティセールスの展開 3. 観光まちづくりの推進 4. 宿泊施設バリアフリー化の推進 5. 旅行者等わかりやすい標識等の整備 6. ウェルカムカードの作成・配布
乗鞍環境保全税 (法定外目的税) 岐阜県 2003年5月	乗鞍岳周辺は希少生物の生息や貴重な高山植物の自生が見られるため、特別保護地域に指定されている。岐阜県は、乗鞍スカイライン無料化に伴う自動車流入量の増加に備え、乗鞍地域の環境保全施策を実施。そのための財源の一部として導入。	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為について。納税義務者は運転する者(ただし、運転者以外の者が行う事業に従事して運転している者)×緊急車両を除く。	特別徴収義務者：駐車場料金徴収者(旧丹生川村)。ただし、一般乗合用バス等については月ごとの申告納付の方法により徴収。	乗員定員30人以上 観光バス 3,000円 乗合用バス 2,000円 11人以上29人以下 1,500円 10人以下 300円 ※駐車場からの代替バス料金は往復1,800円、片道1,050円(小人は半額)	乗鞍地域の環境保全施策 ・環境影響評価調査 ・植生回復等技術支援 ・環境バトロール員の設置 ・乗鞍自然環境指導員の設置
環境協力税 (法定外目的税) 伊是名村 2005年4月	農業基盤整備事業、漁業基盤整備事業、生活環境基盤整備事業、若者定住促進事業、観光施設の整備事業を推進してきたが、事業実施に伴う起債残高が大きく財政が硬直化。03年5月に観光施設の維持管理や環境美化のための財源の一助として導入。	船や飛行機によって島に入域する人(村民も課税対象) ×心身障害者、高校生以下は免除(障害者手帳、その他証明できるものを提示する)	伊是名運送(村営)、北部港運(本部町)、エアードルフィン(沖縄ツーリストの定期チャーター航空便)、前田渡船(伊平屋村間)	入村1回につき100円	公園費(土木費)。村一円の公園や観光施設、名所旧跡(約20カ所、グラウンドも含む)の環境整備に活用され、清掃管理の賃金が中心である(雇用者数は1名)。

○課税以外の方法と比較した妥当性

税以外にも、協力金、負担金、料金徴収方式といった負担方法がある。これらに対して税導入の特長としては、①受益者が広範にわたり、受益の程度を個別に評価できない、②強制力が有り比較的安定的な財源である、といった点が挙げられる。

○使途範囲と税種の妥当性

新税を導入する際、税の種類を法定外目的税とするか、法定外普通税とするかという点についての検討が必要となる。通常は使途の限定性が高い法定外目的税であっても、東京都「宿泊税」のように観光宣伝事業から案内標識整備、バリアフリー対策まで観光振興施策全般に使途を展開している事例もある。これは、観光政策の範囲が広範にわたるといった特性も反映したものともいえる。

○観光税導入による効果

観光税（環境税や観光インフラの税を含む）を導入することで得られる効果は正負様々であるが、主に次のような点に集約できる。

【正の効果】

- ・観光税を活用した観光振興施策の実施とその効果
- ・観光資源の保全や観光客への啓発の効果
- ・安定的・自律的な観光予算の確保

【負の効果】

- ・行政や特別徴収義務者のコスト
- ・観光需要の減少と経済効果の減退の可能性

特に環境税の導入による観光資源の保全効果について言うと、①税の使途が観光資源の保全に用いられることによる効果と、②徴収時の観光客への啓発効果の2つの面がある。

なお、旅行者への啓発効果を高めるには、パンフレットや看板、インターネット等により、課税目的とその使途についての公示・広報体制を充実していくことが先ず必要である。合わせて、観光振興施策や環境保全施策の効果をわかりやすい形で旅行者に示すことが重要となる。例えば、トイレ、駐車場、散策道等の利便施設の効果的な配置や、観光サービス導入（ガイド制度や地域通貨導入など）や条例制定（景観条例や環境条例など）と連動させることなどにより、旅行者の納得性を高め、共感を得ていくことが大切である。

参考：観光税の導入に関する研究（(財)日本交通公社 自主研究）

事例 市民ファンド設立による地域づくりの推進（東京都世田谷区）



財団法人世田谷トラストまちづくりは東京都世田谷区長を代表とするまちづくりに関する組織である。主な事業としては、世田谷区内における緑地等のトラスト運動の推進、区民等のまちづくり事業の支援、人材育成、公益信託の運營業務、住まいに関する支援業務、駐車場等の管理等となっている。

公益信託の運營業務である「世田谷まちづくりファンド」は、区民の創意と工夫にあふれたまちづくりを促進し、だれもが安心して暮らせる人間性豊かで魅力的なまちを創造することを目的として、1992年に設立された。

全国に先駆けて始まったまちづくりファンドの仕組みは、公益信託制度を活用したものである。公益信託制度とは、公益的な目的で一定の財産を受託者（信託銀行など）に委託し、受託者はこれを管理・運営しながら公益活動を行っていくものである。1992年に設置されて以降、財産の運用益を活用したり、場合によっては一部を取り崩したりしながら165もの団体に対して助成をおこなってきた。

この仕組みは、住民・行政・企業三者で支えられているものであり、広く寄付を呼びかけながら活動を行っている。

事例 ガイドツアー参加費の地域への還元（滋賀県高島市）



湖西地区（滋賀県高島市）では、“かばた”をめぐる「命めぐる水辺ツアー」（主催：針江生水の郷委員会）を開催している。“かばた”とは、家の中や敷地内に水が湧き、その噴出口に水場を作りその水を家事等に利用するもので、ほとんどが私有地にある。そのため、旅行者等の行為が“かばた”の所有者や周辺の住民の生活に悪影響を及ぼさないよう、地域内の散策については、「必ずボランティアガイドの案内のもとで行う」というルールを策定している。

このガイドツアーの参加費は地域の環境整備に使われるほか、ガイドへの報償費にも充てられる。この際、地域通貨として支給されることにより、地域経済への波及効果を生み出すことにもつながっている。